

# 試査と内部統制組織の関係

——その歴史的考察——

百合野 正 博

- I はじめに
- II 会計記録の試査
- III 項目の試査
- IV おわりに

## I はじめに

今日の財務諸表監査においては、たとえばわが国の監査基準および監査実施準則に設けられている規定からも明らかなように、財務諸表に対して監査人が専門的意見を表明するための基礎となる監査証拠の収集は、これを精査によらずして試査による監査手続の適用によって行なうことを原則としており、さらに、このことは、被監査企業に適当な内部統制組織の整備運用されていることを前提としている、とされている。そして、このことは、監査を実施するうえで、具体的には、被監査企業の内部統制組織の整備運用の良し悪しの程度が監査手続の適用の程度すなわち試査の範囲に影響をおよぼすという、試査と内部統制組織との直接的な関係の存在することを意味している、と考えられているのである。

このことは広く一般的に容認されているのであり、この点については、現在、監査の目的ないし重点の変化、取引量の増大にともなう監査量の増大、および内部統制組織の整備、という三つの理由によって一般的な説明

が行なわれている。

わたくしは、前稿<sup>1</sup>において、かかる一般的容認が存在するにもかかわらず、今日の財務諸表監査がその担っている社会的役割を効果的に遂行しようとするならば、いかに、精査による監査が経済的あるいは物理的に不可能となり、試査による監査が行なわれざるをえなくなったとしても、それを実施するうえで被監査企業の内部統制組織に依存するという構造をもつということは、今日の財務諸表監査が担っている社会的役割と内部統制組織がもっている固有の限界とを考えあわせるならば、たんに、前監査実施準則（昭和31年、企業会計審議会）の分類でいう決算記帳の監査手続のみにとどまらず、取引記帳の監査手続と勘定残高の監査手続をもふくんだ、財務諸表監査のすべての部面にわたって、それが認められえないものであるということを明らかにした。

そこで、次には、この試査の理論的根拠そのものを考察することによって、かかる試査のもつ特性からみた場合においても、なお、現行のわが国の監査基準および監査実施準則が規定している試査と内部統制組織との密接な関係については、いくつかの見のがしえない矛盾の存在するものであることを明らかにしようとするものであるが、本稿においては、まず、今日考えられている試査とは一体どのようなものであるのか、その具体的内容について考察を行なうことにする。

ところで、現行の監査実施準則もその考え方をひきついでいると思われる旧監査実施準則（昭和25年、企業会計基準審議会）の考え方、すなわち、「試査とは、取引記録の一部を適当に選択して検査し、その結果をもって他の部分の正否を推定することをいう」とする考え方に対して、それとは考え方を異にするもう一つの試査のあることを指摘する有力な見解が存在

1 拙稿「財務諸表監査と内部統制組織固有の限界」『同志社商学』第30巻第2号、1978年。

する。

たとえば、久保田教授は、試査には二つの種類があるとして、次のように述べておられる。すなわち、「近代的な財務諸表監査において、試査とはいかなる場合に出てくるかという問題から考えると、試査には2つの場面、すなわち2つの意味の試査があるといえる。

1. まず、財務諸表の全項目をひとつおとり検討してから、さらに項目の内容を具体的に検討する段階になると、その全項目を監査の対象にせず、そのうちから『いくつかの項目』について抜き取って検討するという意味における試査の問題がある。しかし、これを試査といい切りうるかどうかには議論の余地がある。というのは、この種の試査は、ただいくつかの項目に格別の注意を払って監査するという意味の試査であるからである。……試査すべき項目が定まったとしても、その内容をなしているところの勘定科目のすべての会計記録を検討するとなれば、『項目は試査であるが、その会計記録については全般的な監査である』ということになる。

2. しかし、かかる会計記録のすべてについて検討するかどうかは別問題であって、むしろこのうちから、いくつかを選び出して、抜き取り監査するのが通常である。ここに、第2の意味の試査がある。……これらは、試査する項目についての『会計記録の場にあらわれる試査』の問題であって、具体的には『証拠を求めるための試査という監査手続』<sup>2</sup>という意味の試査であるといってもよい」と。

また、森教授も、試査の発展過程を考察されて、「項目の試査」について次のように述べておられる。すなわち、「(貸借対照表)監査では、内部証拠の試査のような同質のものの一部を抜検査するという思考から進んで、質の差に基づく選択という試査の思考があらわれる契機があり……これは内部証拠の試査に対して、項目の試査といわれるべきものであり……

2 久保田音二郎『近代財務諸表監査』同文館、1967年、67-68ページ。

項目の試査は、近代的表現を使えば、項目の重要性とか相対的危険性など、項目の性質の差に着目するものであって、同質のもの一部分の抜検査の思考とは異なることに注意しなければならない<sup>3</sup>(カッコ内引用者)と。

ここでは、両教授とも、「項目の試査」が、「会計記録の試査」あるいは「内部証拠の試査」の場合におけるような、同質のもの一部の抜検査とは性質を異にするものであることを認めながらも、それに対して「試査」という用語を付して、それを試査の一つと考えておられるのである。

そして、この二つの試査は、これを歴史的に見るならばその性質が厳密には異なっているにもかかわらず、試査という同一名称のもとで、あたかも同じ性質のものであるかのように、しばしば混同して論じられてきているのである。が、このことについては、監査史上、米国において一時期全盛をきわめた貸借対照表監査が、その混同の一つの大きな要因になったと考えられるのである。

そこで、以下においては、この性質の異なる二つの試査、すなわち、「会計記録の試査」と「項目の試査」とが米国において生成してくる過程について考察し、当時の米国においては、今日一般に考えられているような、被監査企業に内部統制組織の整備運用されていることが試査を行なうための前提条件であり、さらに、その良し悪しの程度が試査の範囲を決定する、というような状態が存在していたかどうか、また、その場合の試査とは、この二つの試査のうちいずれであるのか、ということについて、若干の検討を試みてみたい。

## II. 会計記録の試査

久保田教授の指摘される「会計記録の試査」あるいは森教授の指摘され

3 森實『近代監査の理論と制度』中央経済社、1967年、139ページ。

る「内部証拠の試査」の生成する過程を、米国の場合を例にとって歴史的考に察してみよう。

米国は、それがまだ英国の植民地であった当初においては、商品経済の未発達な開発途上の農業国であったために、事業の単位が小さく、また、とくに母国から権限の委譲をうけない限り、みずからは法人設立の認可を行なうことができなかつたために、米国固有の法人会社は、準公共的な性格をもったわずか6社しか存在しなかつたのであるが、1775年から1783年の第一次独立戦争によって英国の重商主義的支配からの脱却をはたしてからは、再輸出貿易を中心とする外国貿易によって、徐々に資本の原始的蓄積を行なうことができるようになった<sup>4</sup>。しかし、1812年から1814年の第二次独立戦争によって外国貿易が激減し、また、戦後も諸国間の競争が激化したために、外国貿易は米国の商人資本にとって有利な投資先とはなりえず、その結果、資本の投下が国内に向けられるようになるなど<sup>5</sup>、いわば国際的圧力によって独立以来きわめて短期間に商人資本の産業資本化が強制されることになり、資本蓄積の未発達の状態のまま、19世紀の4・50年代には、米国においても産業資本の段階が到来するにいたり、それにともなつて、19世紀の中頃までには、大多数の州で準則主義会社法が制定されるにいたつたのである<sup>6</sup>。

4 山本忠恕『監査制度の展開』有斐閣、1961年、110-111ページ。教授は、この他に、母国英国における株式投機の影響により、会社そのものに対する不信猜疑の念が存在していたこと、および、英国の「泡沫会社取締法」(6 Geo. I, c. 18.)が植民地にも適用されていたこと、の2点を指摘しておられる。

5 酒巻俊雄「株式会社の本質観と会社法理—イギリス法とアメリカ法」(『英米会社法の論理と課題—星川長七先生還暦記念—』日本評論社、1972年)、6ページ。

6 石崎昭彦『アメリカ金融資本の成立』東京大学出版会、1962年、5-11ページ。

7 同書、14-19ページ。

8 1795年にノース・カロライナ州で運河事業に関する一般会社法が、99年にマサチューセッツ州で水道会社に関する一般会社法が、そして、1811年にはニューヨーク州で製造会社に関する一般会社法が成立した。そして、37年にはコネチカット州で米国最初の近代的な一般会社法が制定されたのを皮切りに、50年頃までにはほとんどの州で一般会社法が制定されるにいたつた。A.C. Littleton, *Account-*

しかしながら、ここで注意しなければならないことは、それらの会社法の大部分には諸種の制限的条項がふくまれていたために、それらにもとづいて設立された株式会社は、その当時の代表的な製造会社の株主数からも明らかなように、資本の証券化によって一般の人びとから莫大な遊休資本を集めるといふ株式会社形態のもつ資本集中機能を有効に生かすべき大規模株式会社ではなくて、その多くは、株式会社とはいっても、その内容は同族会社の色彩の非常に濃い閉鎖的な株式会社であったということである。そして、そのような比較的規模の小さい閉鎖的株式会社においては、出資者と経営者とが、同一ではないとしてもきわめて密接な関係を有していたであろうから、各株主は取締役の行為を直接的に監督しやすい立場にあったわけであり、そのために会計監査を担当する特別な機関を設ける必要性が痛切に感じられるということはなく、したがって、岩田教授の指摘される、各州が独立の立法権をもっていたために統一的な法規の制定が困難であったこと、および、法律家に会計上の技術的問題を処理する能力が欠けていたこと<sup>11</sup>、などの要因とも相まって、同時代の英国の準則主義会社法がその条文の中に常任監査役による会計監査の規定を設けていたのとは対照的に、米国においては、会社法の条文の中に会計監査に関する規定が設定されるということにはなかつたのである。そして、比較的大規模の株式

(8のつづき)

*ing Evolution to 1900*, New York, 1933, pp. 244-245. [片野一郎訳『リトルトン会計発達史』同文館, 1952年, 366-367ページ]; 正木久司「アメリカ初期の株式会社に関する一考察」『同志社商学』第26巻第4・5・6号; 1975年, 241-244ページ。

9 石崎, 前掲書, 26ページ。

10 ボストン工業会社 (Boston Mfg. Co.) の1813年設立当初の株主数はわずか12人にすぎず, 1870年に設立されたオハイオ・スタンダード石油会社 (Standard Oil Co. of Ohio) は6名の, また, 74年設立のエドガー・トムソン製鋼会社 (Edgar Thomson Steel Co. Ltd.) は9名の株主を有していたにすぎない。同書, 70-114ページ。

11 岩田巖『会計原則と監査基準—会計士監査制度におけるその歴史的意義について—』中央経済社, 1955年, 25ページ。

会社を求める声が次第に強まって、当初の諸制限が撤廃されるようになった南北戦争以降においても、諸州はその財政的理由から株式会社の自州への誘致を競ったために、一般的には、各州において規定のゆるやかな会社法が制定されることとなり、<sup>12</sup> 会計監査に関する規定はやはり採用されることはなかったのである。

このように、米国においては、その企業形態として個人企業およびパートナーシップが主流をしめ、株式会社であるとしても、その内容は閉鎖的な同族会社であるという状況が多かったために、出資者による直接的な監督が行ないやすく、会計監査という手段をことさらに必要としなかったのであるが、この米国において会計士監査を誕生せしめる直接の契機となったのは、1880年代以降、英国人の対米投資の活発化にともなう、彼らの依頼をうけた多数の英国人会計士の渡米とそのめざましい活躍とであった。<sup>13</sup>

すなわち、19世紀末の工業証券市場の形成にいたるまでの米国の資本市場に一貫してみられる一つの重要な特徴として、先に述べたような資本蓄積の未熟なままでの産業資本段階の到来ということのために、資本市場に対する資金の供給は国内の資金だけではまったく不十分で、海外とくに英国からの資本輸入が活発に行なわれたということが指摘されうるけれども、<sup>14</sup> しかし、その当時の米国においては、同じく先に述べたような理由によって、株主保護を目的とする法的規制は設けられていなかったために、

12 大矢知浩司『会計監査 アメリカにおける生成と発展』中央経済社、1971年、14-18ページ。

13 もっとも、これより先、第一次独立戦争の渦中、1777年に生じた大規模な商業恐慌に際して、幾人かの英国人会計士が米国に派遣されたといわれているが、その当時の米国産業はまったく幼稚な段階であり、会計士監査に対する社会的要請は乏しく、それは定着・生育しなかった。J. D. Edwards, *The Emergence of Public Accounting in the United States, 1748-1895, The Accounting Review*, Vol. XXIX, No. 1, 1954, p. 52.

14 松井和夫「米国証券市場の発展史」『証券経済』第84号、1966年、28ページ。

米国の企業に投資していた英国人投資家は、前もってなんらかの適切な情報を与えられるということのないまま、いくたびかの恐慌によって莫大な損害をこうむることとなり、<sup>15</sup> そのために、英国人投資家の中には、投下資本を守るために会計士を雇用して渡米させ投資先を調査させるものが現われ始め、1880年代の末にいたると、それが頻繁にかつ活発に行なわれるようになったのである。

しばしば引用されるように、アニヨン (J.T. Anyon) によれば、<sup>16</sup> 英国人会計士の渡米は、米国における監査の主体者側と利用者側の双方に対して、独立的監査のもつ意味とその重要性をはじめて認識させる結果となり、米国における独立的監査の嚆矢となったのである。

しかしながら、このように独立的監査として英国人会計士によって米国に伝えられた会計士監査も、その当時の米国にはかかる独立的監査に対する社会的経済的ニーズが存在していなかったために、それとは基本的思考を異にする監査形態で企業内に導入されることになったのである。

すなわち、個人企業あるいはパートナーシップがその多数をしめ、株式会社形態をとっている企業においても、実際には少数の資本家が集まって設立した同族会社の色彩の強い閉鎖的な企業であった、という先に述べたような米国企業の特徴は依然として変わることがなく、そこには、いわゆる「所有と経営の分離」という現象はいまだ十分にはみられず、したがって、経営に直接たずさわることのできない、あるいはその意志をもたない株主についての問題よりも、むしろ企業の内部的な従業員の不正および誤

15 たとえば、1837年の恐慌に際して、当時の英国人投資家の所有していた2億ドルにのぼる米国証券のうちの60%が不良になったことや、73年恐慌後の大不況の間に、英国人投資家の所有していた米国証券が時価で約6億ドルも値下がりしたことなどが指摘できる。R. Sobel, *The Big Board: A History of the New York Stock Market*, New York, 1965, pp. 49・104. ・〔安川七郎訳『ウォール街二百年—その発展の秘密—』東洋経済新報社, 1970年, 67・148ページ〕

16 J.T. Anyon, *Early Days of American Accountancy*, *The Journal of Accountancy*, Vol. XXXIX, No. 3, 1925, pp. 162-163.



謬の摘発および防止という問題の方がはるかに重要視されることとなり、会計士監査についても、英国においては、準則主義会社法の制定にともなうて、株主保護を目的とする取締役の行為の誠実性をあとづけるための監査として機能することを期待されたのとは対照的に、米国においては、まず、経営者のための従業員に対する内部的な監査として企業内に導入されることになったのである。

というのは、個人企業あるいは同族会社といえども、企業規模の拡大にともなうて組織が複雑化してくるにしたがって、経営者がすべてのことをみずから管理しようとしても、それが次第に物理的に不可能となってくるのは明らかであり、ここに、権限の委譲問題とそれにとまうアカウントビリティ (accountability) の検証の問題が生ずることとなり、後者の機能をはたすものとして、経営者のために、従業員とくに会計系の行為の誠実性をあとづける手段としての会計士監査の導入される可能性が生ずることとなるわけである。<sup>17</sup>

けっきょく、この当時の米国企業の経営者にとっては、鉄道・金融などの準公共的な一部の大企業を除けば一般的に企業規模は小さく、株主や債権者などの資本的利害関係者が無視しえないほどの比重をもって存在するということがなかったために、また、他方、この当時の一般の会計処理技術が、「帳簿はしばしば何ヶ月も、場合によっては何年も締切られないままであったので、誤謬の摘発は大変な仕事であった」といわれているくらい遅れていたことによつて、このような、従業員の行為の誠実性の検証を主目的とする会計監査以外には、会計士監査を導入しなければならない必然性は存在しなかったのである。<sup>18</sup>

17 A.C. Littleton, *Structure of Accounting Theory*, AAA, 1953, p. 107. [大塚俊郎訳『会計理論の構造』東洋経済新報社, 1955年, 157ページ]

18 C.A. Moyer, *Early Developments in American Auditing*, *The Accounting Review*, Vol. XXVI, No. 1, 1951, p. 4.

そして、この場合の監査は、その主体が独立の職業的専門家の会計士であるために、外観的には外部監査としての会計士監査となら変わるところはないのであるけれども、しかし、実際には、会計士は、その独立性をかわれたのではなくて専門的能力および実務経験を高く評価されて監査を依頼されたのであり、その業務も、経営者の支配下にあつて経営者のためにはたらくという、本質的には内部監査とまったく同じ監査となっていたことに注意しなければならないのである。

以上述べてきたように、米国における会計士監査は、英国人会計士によって伝えられた独立的検証が、経営者の要請に応ずるための監査として、すなわち、今日いうところの内部監査と同様の目的をもち同様の機能をはたす監査として企業内に導入されたのである。したがって、その当初に行なわれた監査方式が英国流の精細監査であつたということについては、会計士監査が英国から米国に伝えられたかかる経緯から察すれば、当然のことと判断されるのである。

モンゴメリィ (R. H. Montgomery) の見積もりによると、その当時の監査は、おおむね、現金の支払いに関する証憑の検査を行なつていたものに対して、やがて合計と転記の完全な検証でそれを補い、さらにそれらに試算表の点検をも加えるようになったが、<sup>19</sup> 監査に要する時間の4分の3は合計や転記の突合に費やされて<sup>20</sup>いたのである。また、スタウブ (W. A. Staub) は、彼が会計事務所です仕事を始めた初期の頃の監査業務が、「被監査会社の状況に照らして現金勘定の完全性 (integrity) に関する徹底的検証の基礎となる<sup>21</sup>と考える検査」を主眼に行なわれていた、と回顧してい

19 R.H. Montgomery, *Auditing Theory and Practice*, 1st. ed., New York, 1912, pp. 80-81.

20 *Ibid.*, p. 258.

21 ウォルタ A・スタウブ著、大矢知浩司訳『会計監査発達史』中央経済社、1966年、13ページ。

る。このように、その当時の会計士たちは、「監査の機能は簿記の細部にいたるまでの検証にあると考えていた。大企業においてすら、すべての現金支払証憑の吟味やすべての合計および転記の照合が行なわれていたのである」<sup>22</sup>。

ところが、米国におけるかかる精細監査の傾向は、まもなく試査監査の方向へと急速に転回することとなる。

その経緯について、佐藤教授は次のように述べておられる。すなわち、「1910年頃になって、英国式の精密な監査に代って貸借対照表監査が非常な勢いで発展し、僅か数年にして、これが広く一般に普及されるようになってきた。その第1の理由は、この時代における米国経済の飛躍の発展に伴って、企業の規模はますます拡大し、従来のような精密な英国式監査は、時間と費用の点で不適當なものとなったためであり、第2の理由は、企業の大規模化に伴い、経営組織並びに経営管理の研究が進歩し、内部牽制組織が発達するにつれて、虚偽及び誤謬の摘発のために監査を利用する必要がなくなり、監査は会社の信用維持を任務とするようになり、かくして貸借対照表監査が普及されるに至ったのである」<sup>23</sup>と。

ここでは、監査量の増大に起因する経済性の要求、内部牽制組織の発達、および、監査目的の変化、という3つの理由にもとづいて、精細監査から貸借対照表監査へと移行したことが述べられている。たしかに、監査目的の観点からとらえた場合には、不正や誤謬の摘発および防止を目的とする精細監査から、信用能力の判定に資することを目的とする貸借対照表監査へと移行したことについては、問題はないのである。が、しかし、監査技術の観点からとらえた場合には、以下に述べるように、第一には、試査監査、つまり、一部の検査によって他の部分の正否を推定するという意

22 M. Chatfield, *A History of Accounting Thought*, Hinsdale, 1974, p. 126.  
〔津田正晃、加藤順介訳『会計思想史』文真堂、1978年、161ページ〕

23 佐藤孝一『新講監査論』（改訂版）中央経済社、1976年、21ページ。

味での試査監査の生成が貸借対照表監査の成立した時点まで待たなければならぬという必要性は存在しないことと、そして、第二には、貸借対照表監査が、すべての会計記録および勘定残高を詳細に検証するものではなかったという意味においては一種の試査監査と考えることもできるかも知れないが、厳密には、それを、今日一般に考えられている、つまり、上述の、一部の検査によって他の部分の正否を推定するという意味における試査監査と考えることには、いささか問題が存在するように考えるのである。

第二の点については次章で考察するとして、まず第一の点について述べれば、米国に会計士監査が伝えられたその当時の実務経験を有するショート (F.G. Short) は、米国において実務上試査が採用されるようになった経緯について、次のように回想している。すなわち、「監査がはじめて米国に伝えられた当初においては、当時の実務家たちのほとんどが英国流の訓練を受けていたので、精細監査の観点に立って精細監査の手続をとっていたのも当然であった。ところが、まもなく、それは米国の事情にそぐわないことが明らかになったのである。……というのは、精細監査はそれからもたらされる利益に比して高くつくことが判明したからであり、監査業務の総量を減少させようという要求が生じたのである。当初、このことは、監査人の観点にはなんら変化をもたらさなかった。むしろ、監査人は、精細監査の概念 (と方法) を維持したまま、多くの場合、監査のもたらす実質的な価値を得るためには、期中のすべての記録、合計、転記を詳細に検証する必要はないという原則を認識するにいたったのである。この考え方はまさしく合理的であり、米国の監査人は、当該年度のうちの何ヶ月分かを選擇して、その間の記帳、合計、転記を十分に検証して、もしもそれらが正しければ残りの監査されていない月の記録も合理的に正しいと推定しうるとの仮定のもとに、試査という方法を開発したのである。言いかえるなら、……精細監査の見地を維持したまま、監査の総量 (および費

用)を減少させようとするにいたったのである<sup>24</sup>と。

したがって、この論述によれば、米国においては、貸借対照表監査が成立する以前に、まず、精細監査の見地を維持したまま、監査の総量とその結果としての監査費用の軽減をはかろうとする動きがあり、この動きのなかに、試査監査の生成をみることができるのである。

ところが、森教授は、「精細監査から試査への移行はたんなる技術的な問題にとどまらないで、より本質的に、監査の目的の変化をも示すものである。すなわち、英国のように、株主保護のために、経営者または従業員の不正および誤謬を摘発するという目的から、金融市場の必要とする情報の信頼性を確かめるという目的に移行したのである<sup>25</sup>」と述べて、精細監査から試査への移行が、監査技術上の問題よりも監査目的によるものであることを指摘しておられるのであるが、しかし、後述する「項目の試査」ではなく、「会計記録の試査」つまり、上述の、一部の検査によって他の部分の正否を推定しようとする試査は、ショートの回想によってもわかるように、監査目的が変化する以前に、すでに生成し存在していたのである。いかえれば、かかる意味の試査監査は、ブラウン (R.G. Brown) が、「たんに、巨大化しつづける企業のすべての取引を検証することができなくなったことにもとづくものであった<sup>26</sup>」と述べているように、企業の巨大化にともなう監査技術上の問題として、それが生成したのであって、監査目的の変化に、その主要な原因があったのではないのである。森教授のこの論述においては、「会計記録の試査」と「項目の試査」とが明確には区別されずに混同されているように思われる。

24 F.G. Short, *Internal Control from the Viewpoint of the Auditor, The Journal of Accountancy*, Vol. LXX, No. 3, 1940, p. 226.

25 森實『会計士監査論』白桃書房, 1970年, 12-13ページ。

26 R.G. Brown, *Changing Audit Objectives and Techniques, The Accounting Review*, Vol. XXXVII, No. 4, 1962, p. 698.

年 代	監 査 目 的	検証の程度	内部統制の重要性
古代—1500	不正の摘発	精 査	認識されていない
1500—1850	不正の摘発	精 査	認識されていない
1850—1905	不正の摘発 事務上の誤謬の摘発	若干の試査, 主として精査	認識されていない
1905—1933	報告される財政状態の適正性の 確認	精査と試査	わずかな認識
1933—1940	不正および誤謬の摘発 報告される財政状態の適正性の 確認	試 査	関心が次第に高ま る
1940—1960	不正および誤謬の摘発 報告される財政状態の適正性の 確認	試 査	重大な強調

R.G. Brown, Changing Audit Objectives and Techniques, *The Accounting Review*, Vol. XXXVII, No. 4, 1962, p. 696.

ところで、試査と内部統制組織の関係についての研究で非常に頻繁に引用されるブラウンの研究において、監査の目的、精査によるか試査によるかという検証の程度、および、内部統制組織の重要性の認識、の三者の年代的關係が上表のようにまとめられている。

それによると、「主として精査によるが若干の試査も行なわれるようになった」のは「1850年から1905年のあいだ」であったが、そのときには、内部統制の重要性は<sup>27</sup>いまだ認識されていなかったのである。そして、ブラウンが「監査人が内部統制の重要性を認識し、その強弱と試査の計画との関係に気づくようになったのは、（試査が行なわれるようになった時期よりも）いくぶん遅れていた<sup>28</sup>のである」（カッコ内引用者）と述べているように、内部統制の重要性が認識されるようになったのは、上表でいう「1905年から1933年のあいだ」であり、しかも、それは、「わずかな認識」と指摘される程度の認識にすぎなかったのである。

ところが、ここで、一つのことには注意しておかなければならない。それ

27 *Ibid.*, p. 696.

28 *Ibid.*, p. 699.

は、「1850年から1905年のあいだ」に行なわれた「試査」(tests)と、「1905年から1933年のあいだ」に行なわれた「試査」(testing)とが、その性格を異にしている、ということである。すなわち、前者は、ショートおよびブラウンの引用からも明らかなように、精細監査の簡略化方式としての試査監査であり、それは、一部の検査によって他の部分の正否を推定しようとする試査であるのに対して、後者は、年代的にいても貸借対照表監査が生成して全盛をきわめた時期に相当しており、それは、次章において考察する「項目の試査」なのである。

したがって、これら二者の「試査」を同じレベルで論じることはできないと考えられるわけであり、「項目の試査」については次章において考察するとするが、少なくともここでいえることは、本章の考察から明らかなように、試査の生成当初、すなわち、精細監査の簡略化方式としての試査監査が行なわれるようになったその当時においては、今日行なわれているような、内部統制組織についての検閲およびそれに対する依存が行なわれないまま、試査監査が行なわれえたのである。つまり、このことは、試査監査を行なううえで、内部統制組織は必ずしもその前提条件でなければならない必然性の存在しないことを示している、と考えられるのである。

### III 項目の試査

つづいて、「項目の試査」の生成過程を考察してみよう。

先にも述べたように、米国の資本市場においては、国内の資本蓄積が未熟であったために投資資金が不足し、巨額の外資を導入しなければならぬほどであったこと、および、その外資が利子あるいは配当の形で国内資金を海外へもち出したために、外資依存が長く続くことになったこと、<sup>29</sup> な

29 石崎，前掲書，84ページ。

どが原因となって、1880年代の末にいたるまで工業証券市場は一般的には形成されえなかった。そのために、製造会社における資本の増強化要請は、設立関係者の追加出資<sup>30</sup>か、あるいは、銀行からの短期資金の借入れという手段で解決されなければならなかったのである。

ところが、1873年の恐慌とそれに続く不況によって生じていた英国の過剰資本が米国の鉄道証券をめざして流入してきたところ、一般産業での不況の深化に起因する鉄道間の競争激化にともなって、鉄道建設がいちじるしく鈍化していたため、国内の投資資金と外資はともに鉄道証券に吸収されえず、ここに、ようやく、米国においてはじめて相対的に過剰な投資資金が形成されることになり、工業証券市場の形成されうる基盤ができたのである。<sup>31</sup>

そして、その時期は、同時に、大不況による競争の激化にともなって利潤の低下をみていた弱小の製造会社の所有者たちに、その投下資本を流動化ないし資金化して、より有利な他の部門に移動させる必要性を感じさせるとともに、利潤率が高く競争力の強い大規模製造会社には、これらの弱小企業を買収してよりいっそう競争力を強めるとともに、ついには独占力を獲得する必要性を感じさせたのであったが、工業証券市場の形成が不十分であったために、産業資本の商品化はきわめて困難であった。そして、このような状況のもとで「産業資本の商品化を実現し、証券形態を通じての資本移動に解決を与えたものが、トラストの形成であったのである」<sup>32</sup>。

かくして、ここに、注目すべき企業合同ブームが生じ<sup>33</sup>、米国の産業資本主義は独占資本主義の段階へと移行する時期を迎えることになったのである。

30 中村通義『株式会社論』亜紀書房、1969年、51ページ。

31 石崎、前掲書、185-186ページ。

32 同書、192ページ。

33 同書、208ページ。



そして、この世紀転換期の企業合同運動の過程において、米国の会計士は、合同の仲介を行なう投資銀行や独立プロモーターから、合同を審議中の企業の営業状況に関する調査を依頼されるようになったのであるが、そこで要求されたデータは、たとえば、被合同企業の貸借対照表に記載されている現金や預金は実在しているかどうか、受取手形や売掛金は健全なものであるかどうか、固定資産は評価どおりのものであるかどうか、あるいは、貸借対照表に記載されていない負債がないかどうか、など、被合同企業の実在純資産額に等しい額の優先株を交付するうえで必要とされたものであったから、ここでは、財産一覧表としての貸借対照表の項目の検証に重点がおかれることとなり、期中取引記録の検証は軽視されることとなった。ここに、米国式監査の典型といわれ、また、試査監査の典型といわれる貸借対照表監査の生成をみたのである。

そして、企業合同という臨時的かつ特殊な要請をうけてその生成をみた貸借対照表監査は、貸借対照表に記載されている資産と負債の額を実物に照らして検証しさえすればその目的をほぼ達成できるという特殊性が、そのまま、金融機関の信用調査における要求と台致するところとなり、企業合同ブームが終息してからは、信用目的のための監査として大いに利用が促進され、制度として確立されるにいたったのである。

その背景には、米国の特殊な短期金融方式が存在するのである。すなわち、短期金融方式は、英国においては伝統的に商業引受手形によっていたため、米国においても、南北戦争以前には、英国の商慣習にならって複名約束手形や為替手形などが広く利用されていたのであるが、戦時中に発行された4億6,000万ドルにもものぼるグリーンバック紙幣のひきおこしたイ

34 詳しくは、加藤盛弘『会計学の論理—ハットフィールド「近代会计学」の研究—』森山書店、1973年、29-35ページ。

35 A.C. Littleton and V.K. Zimmerman, *Accounting Theory: Continuity and Change*, Englewood Cliffs, 1962, pp. 109-110.

ンフレーションが、戦争による政情不安と相まって、商取引における現金決済を促進することとなり、これにともなって、商取引はオープン勘定 (open book account) に貸借を記帳する方法で行なわれ、現金支払に対しては割引が与えられるようになったため、購入者が現金割引を利用するために銀行から資金を借入れることが多くなり、そのための手段として、単名約束手形の利用が広く普及するにいたったのである。

そして、そのような単名約束手形による金融方式の普及は、たんに商人のあいだだけでとどまっていた。というのは、もともと英国の制度を移植した米国の商業銀行は短期資本の供給を理想としていたのであるが、米国においては、先にも述べたように、長期間にわたって工業証券市場が存在しなかったために、多くの企業がそこから長期資本を調達することができず、したがって、資本の増強化要請は必然的に銀行からの借入金に依存せざるをえず、単名約束手形は、融通手形としてまさしくその要求に合致したからである。

そして、かかる単名約束手形の割引は、当初、ビジネスが地方的なものであったため、銀行が個人的に知っている振出人の信用にもとづいて行なわれたのであったが、やがて、運輸・通信手段などの発展にともない、銀行が個人的面識をもたない振出人の手形を割引く場合が増加するようになり、ここに、手形の割引に際して、なんらかの客観的な信用判定の基準となるものが必要とされるにいたった。かくして、そのための資料として、19世紀末において、すでに、貸借対照表を企業に提出させることの有用性が卓見な銀行家によって指摘されていたのであるけれども、しかし、当時の銀行間の激しい競争によって、企業としては、あえてそのようなことを

36 Littleton, *Structure of Accounting Theory*, p. 107. [大塚, 前掲訳, 157ページ]

37 A.L. Dickinson, *The Relations Between the Accountant and the Banker*, *The Journal of Accountancy*, Vol. VIII, No. 1, 1909, p. 56.

しなくても容易に銀行からの資本調達を行なうことができたのであるから、それは積極的には採用されることなく、それが制度として確立されるためには、銀行にとって手痛い経験、すなわちたび重なる信用恐慌を経なければならなかったのである。

そして、1907年に全国的規模で吹きあれた信用大恐慌は、会計士によって監査をうけた貸借対照表を信用判定の基準として要求する最大の契機となり、翌1908年、米銀行協会は其の実行にふみ出したのであるが、さらに1913年には連邦準備制度 (Federal Reserve System) が成立し、それに加盟している12の連邦準備銀行に再割引を依頼する銀行から5,000ドル以上の手形借入を行なおうとする企業が、連邦準備法の規定によって、借入れの申込みを行なうに際しては、当該銀行に財務諸表を提出する義務をおわせられてからは、信用目的のための財務諸表の作成およびその監査が一段と普及するにいたったのである。<sup>38</sup>

この貸借対照表監査の成立について、ショートは次のように述べている。すなわち、「(貸借対照表監査は) まったく新しい概念であるが、とくに、勘定によって示されている結果が、その結果をもたらした個々の取引の監査を必要とすることなく、かなりの程度証明しうるのである。……結果についての分析的手段に重点がおかれればおかれるほど、精細監査の特徴がますます影うすくなっていくようになり、ついには、精細監査および(その簡略化方式としての) 試査監査がほぼ完全に実務から姿を消してしまったのである」<sup>39</sup> (カッコ内引用者) と。

また、スタンプは、次のように述べている。すなわち、「米西戦争 (Spanish-American War) につづくビジネスの急激なる発展、企業規模の拡大 (1890年代末期および1900年代初頭におけるトラスト形成期の如く、し

38 山本, 前掲書, 130ページ。

39 Short, *op. cit.*, p. 226.

ばしば他企業との合併による拡大), および, かかる大会社を監査することが原因となって, 監査においては, 期間の全取引に関する検査よりもむしろ勘定についての一つの選択的テスト (selected test) が必要となって<sup>40</sup>きた」(傍点引用者)と。

このショートとスタウプの論述に, 貸借対照表監査の二つの大きな特徴がふくまれているのであるが, それらは, まず, 貸借対照表監査が期中取引記録の検証は重視せず, 勘定残高の検証を重視する監査方式であるということと, そして, 勘定残高についても, そのすべての項目を同じような重要性でもって監査するのではなく, 項目の選択を行なうということである。

すなわち, 貸借対照表監査は, 周知のように, モンゴメリィによって, ①監査人は一定時点において手もとに存在するとして記帳されたすべての資産が実在したということを確認しなければならない, ②監査人は, 記帳されていない資産が手もとに存在しないかどうかを確認しなければならない, ③監査人は, 一定時点において未払いとして記帳された負債が実際の負債であったということを確認しなければならない, ④監査人は, すべての負債が現実に記帳されていたかどうかを確認しなければならない, ⑤監査人は, 記帳された負債が正当に発生したものであるかどうかを確認<sup>41</sup>しなければならない, との5原則にまとめられているが, この, 資産についてはその実在性を確かめ, 負債についてはその網羅性を確かめるという原則も, 金融機関が信用を供与する際に, その判定基準として, 運転資本の安全な限界および2対1の流動化率など, 流動資産と流動負債の関係が重視されるようになると, 貸借対照表項目のなかでも, とくにそのために<sup>42</sup>必要な項目が重点的に選択されて検証されることとなり, ここに, スタウ

40 大矢知, 前掲訳, 15ページ。

41 Montgomery, *op. cit.*, p. 87.

42 Chatfield, *op. cit.*, p. 127. [津田, 加藤, 前掲訳, 163ページ]

プのいう「選択的テスト」すなわち「項目の試査」が成立するにいたったのである。

そして、それらの項目を結果としてもたらず取引記録については、スタッフの論述に、損益計算書の勘定を抜検査 (test examination) することによって、それが貸借対照表の状態の解明に役立つものであると経験のある会計士が認識したとしても、信用目的のために銀行に貸借対照表を提出する目的で監査を実施する場合には、損益計算書の諸項目については、貸借対照表の諸項目とは異なり、監査人はしばしばまったく監査を実施しなかったものであった<sup>43</sup>、とあるように、「貸借対照表監査は、ある勘定が他の勘定より重要であることを前提として実施され、従って、会計記録が当該最終成果を生ぜしめた各取引の調査なしに評価されえたのである<sup>44</sup>」。

ところで、この「項目の試査」は、はたして、厳密な意味における、すなわち、一部の検査で他の部分の正否を推定するという機能をはたす試査であると考えられるであろうか。先のいくつかの引用文からも明らかなように、「項目の試査」は、選択された項目の検証によって他の項目あるいは取引記録の正当性を推定し立証しようとするものではなく、監査の目的、すなわち、金融機関の要請にもとづく信用判定のうえで重要な項目、すなわち、流動資産および流動負債についての検証を重点的に行なって、監査目的からは重要性をもたない他の勘定や取引記録の検証については、それを行なわないで済ませようとするものであった。したがって、「項目の試査」を、「会計記録の試査」と同じように、一部の検査によって他の部分の正否を推定するという機能をはたす厳密な意味における試査監査と考えることはできないのであり、むしろ、「部分監査」あるいは、極端に言えば、一種の「手抜き監査」と考えた方が適切であろう。

43 大矢知, 前掲訳, 15-16ページ。

44 Chatfield, *op. cit.*, p. 127. [津田, 加藤, 前掲訳, 163ページ]

それでは、「項目の試査」において、それと内部統制組織との関係は、どのように考えられたのであろうか。

前章でも少しふれたように、ブラウンの表によると、貸借対照表監査が生成し全盛をきわめた「1905年から1933年のあいだ」においては、内部統制については、わずかな認識しかなされなかつた<sup>45</sup>、とされているのであるが、他方、モンゴメリィは、彼の『監査理論と実務』(*Auditing Theory and Practice*)の初版において、次のように述べている。すなわち「満足すべき内部牽制組織の存在する企業の場合には、監査人は、精細監査を実施することは期待されておらず、また実施すべきではない。……もしも内部牽制組織が適当であると監査人が確かめたならば、他の人によって正しく行なわれた仕事を二重に行なう必要はないであらう」<sup>46</sup>と。

このように、モンゴメリィによると、精細監査を行なうか貸借対照表監査を行なうかの判断基準として、被監査企業の内部牽制組織がとりあげられたのである。そして、この場合の精細監査は、モンゴメリィ自身が述べているように、「精細監査とはいっても、会計記録をすべて精査するのではない」<sup>47</sup>のであって、試査によって行なう期中取引記録の監査という意味であるから、この場合、内部牽制組織の良否は、今日考えられているような、試査範囲の大小、すなわち、極端な場合を想定するならば、精査か試査かの判断基準と考えられたのではなくして、取引記録の試査を行なうか、それを行なわないで勘定残高の監査だけですませるかの判断基準と考えられたのである。

以上述べたように、「項目の試査」は、信用目的という固有の目的にとって重要性をもつ勘定の残高のみを検証するという、「部分監査」あるいは「手抜き監査」と考えられるのであり、それが行なわれていた当時、内

45 Brown, *op. cit.*, p. 696.

46 Montgomery, *op. cit.*, p. 82.

47 *Ibid.*, p. 80.

部統制組織の重要性はあまり認識されていなかったのであるが、認識される場合には、先に引用したスタウプの文章からも明らかなように、その当時「しばしばまったく監査を実施しなかった」取引記録について、その正確性を保証する制度と考えられたのである。

この点について、チャットフィールドは次のように述べている。すなわち、「(貸借対照表監査においては)少数の重要な勘定に関する集中的かつ徹底的な精査が、すべての年間取引の詳細な帳簿突合法に代わる有効な代替法となったのである。しかし、これを可能にするためには、検査に関して重要性の乏しい部分をどの程度まで削減できるかを決定することが必要であった。……モンゴメリィ、スタウプその他の米国の著者たちは、試査の必要範囲を、依頼人の内部統制組織の評価に明解に結びつけたのである<sup>48</sup>」(カッコ内引用者)と。

すなわち、信用目的の貸借対照表監査においては、信用を供与する側の金融機関の意向にそって、そのために必要と考えられる、流動資産と流動負債という、貸借対照表の一部の項目の検証が重要視されることとなり、それらの勘定を結果としてもたらず過程である取引記録については、一般に監査しないですませることが多かったのであるが、米国の監査論者および実務家は、その監査しないですませる取引記録のなかに不正や誤謬のふくまれていることを保証する制度として、被監査企業の内部統制組織に着目しはじめたのである。これは、内部統制組織が、その発達にともなってさまざまな管理手段を包摂するようになってきたものではあるけれども、しかし、基本的には、会計記録の正確性を保証する自動的検証システムと考えられるところから、その限りにおいては、問題はなであろう。<sup>49</sup>

しかしながら、貸借対照表監査が信用目的を身上とする限りにおいて

48 Chatfield, *op. cit.*, pp. 127-128. [津田, 加藤, 前掲訳, 163ページ]

49 前掲拙稿, 95-100ページ。

は、流動資産と流動負債を実物に照らして詳細に検証することによって所期の目的を十分に達成することができるはずであり、それさえ正しいならば、期中取引記録のなかに不正や誤謬が存在しようとなかろうと、それは、貸借対照表監査の固有の目的にとっては、なんら重要性をもたないはずであると考えられるのである。

したがって、信用目的の貸借対照表監査において行なわれた抜検査、すなわち「項目の試査」の場合には、それと、期中取引記録の正確性を保証する制度としての内部統制組織を結びつけて考えなければならぬ必然性は存在しない、と考えられるのである。

#### IV お わ り に

以上の考察により、次の諸点が明らかになった。

1. 歴史的にとらえた場合、試査は、まず、「会計記録の試査」あるいは「内部証拠の試査」としてその生成をみたのであるが、それは、取引量の増大にともなって、経済的にも物理的にも、精査を行なうことが困難となり、試査を行なわざるをえなくなったことによるものであった。そして、そのときには、それと内部統制組織との関係は認識されていなかった。すなわち、今日、被監査企業に内部統制組織が整備運用されていることを前提として監査手続の適用が試査で行なわれることの理由としてあげられている、監査の目的ないし重点の変化、取引量の増大にともなう経済的要請、および内部統制組織の整備、のうち、監査の目的に変化が生ずる以前に、そして、内部統制組織が認識される以前に、すでに、経済的要請が直接的原因となって、試査監査が生成をみたのである。

2. 世紀転換期の企業合同ブームの際に生成した特殊な監査形態は、まもなく、米国固有の短期金融方式の要請のもとに貸借対照表監査として全



盛をきわめることとなったのであるが、そこでは、短期流動性に関する情報を求めた金融機関の要請のもと、そのための判定に必要な勘定科目についてのみ詳細な検証を行なうという「項目の試査」が生起することとなった。ところが、この「項目の試査」は監査目的にとって重要な部分については詳細な吟味を行なうが、しかし、他の部分については監査しないで済ませるといふ、「部分監査」あるいは「手抜き監査」であると考えられるところから、今日の試査とは同一レベルで考えることはできないのである。

3. 「項目の試査」が行なわれた時代には、内部統制組織はわずかに認識されるようになったが、それは、精細監査、すなわち不正や誤謬の摘発および防止を目的として行なう期中取引の監査か、あるいは、貸借対照表監査、すなわち、信用目的のために行なう勘定残高の選択的テストかの判断基準と考えられたものであった。が、しかし、貸借対照表監査が信用目的のための監査である限りは、期中取引記録に不正や誤謬が存在するかどうかを検証することは重要性に乏しく、流動資産と流動負債の検証のみでその目的を達成することができるはずであり、貸借対照表監査と内部統制組織とをむすびつけて考える論理的必然性は存在しないのである。

以上述べてきたように、試査がはじめて生成したときには、それは、被監査企業に内部統制組織が整備運用されていることを前提にしなくても実施しえたこと、および、その試査とは性格を異にし、「部分監査」あるいは「手抜き監査」と考えられる「項目の試査」において、内部統制組織に対する認識がわずかに行なわれるようになったけれども、貸借対照表監査固有の目的に照らせば、それには論理的な結びつきが考えられないことにより、試査を実施するうえで、内部統制組織をそのための前提条件とする必然性は存在しないと考えられるのである。

そして、それにもかかわらず、今日の監査基準および監査実施準則にお

いて、試査と内部統制組織とを結びつけて考えようとすることによって生じている混乱については、稿を改めて論じることとする。なお、その際に、ブラウンの表において、「1850年から1905年のあいだ」における試査と、「1905年から1933年のあいだ」における試査とが、上述のように性格を異にするものであると同様に、それらの試査と、「1933年から1940年のあいだ」における試査、および、「1940年から1960年のあいだ」における試査、そして、それ以降今日にいたるまでの試査とが、やはり、性格を異にするものであるのかないのか、すなわち、ブラウンが行なっているように、各年代の試査を同一のレベルで考察することが可能であるかどうかを、あわせて考察することとする。